特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

評価書番号	評価書名
44	令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金の支給に関する事務　全項目評価書【令和8年7月31日　終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金の支給業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	－

評価実施機関名

札幌市長

個人情報保護委員会　承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和8年10月1日

［令和7年5月　様式4］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
（別添1）事務の内容
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
Ⅳ　その他のリスク対策
Ⅴ　開示請求、問合せ
Ⅵ　評価実施手続
（別添3） 変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金の支給に関する事務
②事務の内容　※	札幌市では、令和7年11月21日に閣議決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」において、物価高騰の影響を受けた生活者等を支援するために重点支援地方交付金が拡充された令和7年度補正予算が成立したことを踏まえ、当該交付金を活用し令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金の支給に関する事務を行っている。 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第9条第1項及び別表135の項により個人番号を利用することができるのは、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」とされている。 また、令和8年1月9日付けデジタル庁告示第1号により、上記交付金を活用し、経済対策の一環として、足元の物価高に対応するため物価高騰の影響を受けた生活者に対する地域の実情に応じたきめ細やかな支援等のため、当該生活者としての個人又は世帯に対して行う給付は特定公的給付として包括的に指定されている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ＜令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金（以下「臨時給付金」という。）の支給に関する事務＞ ①臨時給付金の支給要件を確認するため、他自治体が保有する令和7年度住民税情報を確認する。 ②臨時給付金対象者について、公金受取口座の登録有無を確認する。 ③公金受取口座の登録有無及び臨時給付金対象者からの申出に応じて、書類（支給のお知らせ・確認書・申請書）を送付する。 ④返送された確認書又は申請書に基づき、支給要件を確認する（なお、支給のお知らせ対象者は書類の返送を要しない）。 ⑤臨時給付金の支給を行う。 ≪左欄にある※について（以下、評価書中同じ。）≫ 特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6－2（2）で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。
③対象人数	[　30万人以上　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
②システムの機能	国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤（市中間サーバー及び団体内統合宛名）とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。 1　符号管理 符号（※）と団体内統合宛名番号（※）とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 ※団体内統合宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各地方公共団体等内で共通して用いる番号。団体内統合宛名番号は、それぞれの地方公共団体等の各業務システム（社会保障システム、地方税システム等）において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、団体内統合宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2　情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。 3　情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。 4　既存システムとの接続 システム基盤（市中間サーバー）と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。 5　情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6　情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。 7　データの送受信 情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム（※））と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 ※インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステム（※）を接続するシステム ※コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム 8　セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名（そのファイルの正当性を示すデータ）を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や復号に必要となるデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報（システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報）の管理を行う。 9　職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10　システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ システム基盤（市中間サーバー）　　）

システム2	
①システムの名称	システム基盤（市中間サーバー）
②システムの機能	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム（※）と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1　中間サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。 2　フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、フォーマットや、コードへ変換を行う。 3　システム基盤（団体内統合宛名）との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤（団体内統合宛名）から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤（団体内統合宛名）から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4　各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。 ※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバー（本市の「市中間サーバー」を含む。）のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 ※中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバー（本市の「市中間サーバー」を含む。）のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション（プログラム）群のこと（ハードウェアは含まない。）。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤（団体内統合宛名、個人基本）　）

システム3	
①システムの名称	システム基盤（団体内統合宛名）
②システムの機能	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1　団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2　符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 3　団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4　職員認証・権限の管理 システム基盤（団体内統合宛名）を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5　情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6　セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ システム基盤（市中間サーバー、個人基本、税宛名）　）

システム4	
①システムの名称	システム基盤（個人基本）
②システムの機能	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムに対してのみ行う。 1　既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2　住民記録の異動情報の連携 随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3　システム基盤（市中間サーバ）への情報転送 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表に基づき、世帯情報をシステム基盤（市中間サーバ）へ転送する。 4　職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5　情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ システム基盤（市中間サーバー、団体内統合宛名、税宛名）　）

システム5	
①システムの名称	システム基盤（税宛名）
②システムの機能	札幌市のシステムであり、システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の情報を受領し税業務（個人住民税等）で活用する。個人（及び法人）の宛名情報、応対記録及び口座情報などを集約管理する。 1　システム基盤（個人基本）からの住記異動情報連携 システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2　税宛名管理 税業務共通で利用する個人（及び法人）の情報を記録し、必要に応じて各システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報（氏名・性別・生年月日・住所）を管理する。 3　システム基盤（団体内統合宛名）連携 システム基盤（団体内統合宛名）にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務として把握した対象者について、税業務として管理している番号を連携する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ システム基盤（団体内統合宛名、個人基本）、庁内各業務システム　）

システム6	
①システムの名称	臨時給付金システム
②システムの機能	支給対象者及び支給額のデータを管理し、支給対象者へ送付する書類の作成に必要なデータを出力する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　）

3. 特定個人情報ファイル名	
令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	臨時給付金の支給対象者及び支給額を適切に管理する。
②実現が期待されるメリット	臨時給付金を迅速かつ効率的に支給することができる。
5. 個人番号の利用　※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項　別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務（令和8年1月9日デジタル庁・総務省告示第1号）
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	［　　実施する　　］　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表160の項及び第162条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報（令和8年1月9日デジタル庁・総務省告示第2号）
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局総務部調整担当課
②所属長の役職名	調整担当課長
8. 他の評価実施機関	
―	

（別添1）事務の内容

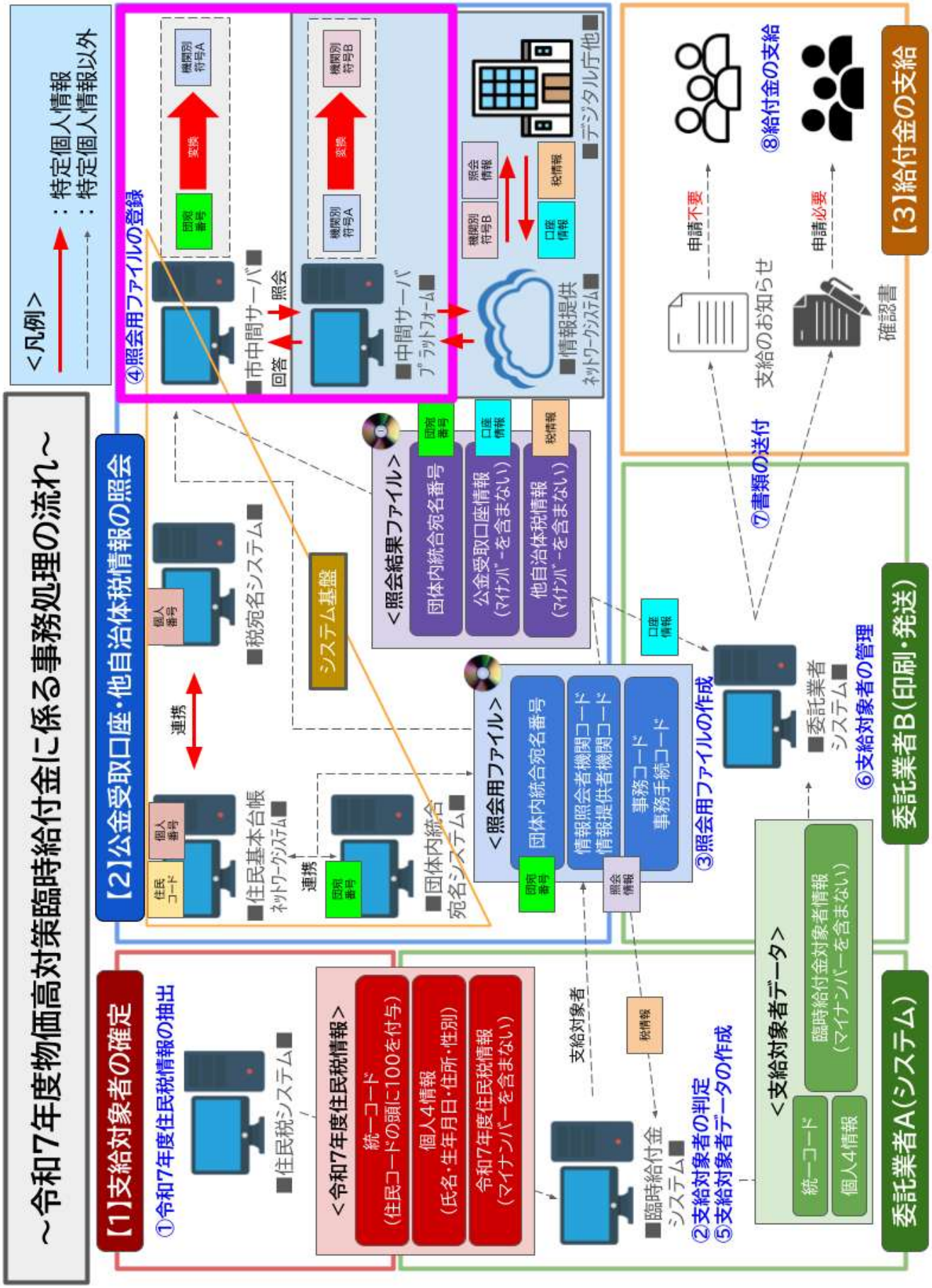

（備考）

委託業者が特定個人情報を取り扱うことはない。

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		臨時給付金の支給要否及び支給額を判定する必要がある者
	その必要性	臨時給付金の支給対象者及び支給額を適切に管理し、迅速かつ正確な給付金事業を実施するため。
④記録される項目		[　50項目以上100項目未満　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [　]個人番号　[○]個人番号対応符号　[○]その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○]5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[○]連絡先（電話番号等） [○]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　]国税関係情報　[○]地方税関係情報　[　]健康・医療関係情報 [　]医療保険関係情報　[　]児童福祉・子育て関係情報　[　]障害者福祉関係情報 [　]生活保護・社会福祉関係情報　[　]介護・高齢者福祉関係情報 [　]雇用・労働関係情報　[　]年金関係情報　[　]学校・教育関係情報 [　]災害関係情報 [○]その他　（　公金受取口座情報、支給口座情報　）
	その妥当性	1　識別情報：臨時給付金の支給対象者を正確に特定するために保有 2　連絡先等情報：臨時給付金の支給対象者の居住地等を把握するために保有 3　業務関係情報 ①　地方税関係情報：臨時給付金の支給要件確認のために保有 ②　口座情報：臨時給付金の支給口座の確認を行うために保有
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		令和8年1月1日
⑥事務担当部署		札幌市保健福祉局総務部調整担当課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[　　]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署　（ デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課、財政局税政部市民税課 ） [○]行政機関・独立行政法人等　（ デジタル庁 ） [○]地方公共団体・地方独立行政法人　（ ） [　　]民間事業者　（ ） [　　]その他　（ ）
②入手方法		[　　]紙　[　　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　　]フラッシュメモリ [　　]電子メール　[　　]専用線　[　　]庁内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム [　　]その他　（ ）
③入手の時期・頻度		○住民基本情報 （入手元）デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課 （入手頻度・時期）随時 ○地方税関係情報 （入手元）財政局税政部市民税課・地方公共団体 （入手頻度・時期）対象者抽出時 ○公金受取口座情報 （入手元）デジタル庁 （入手頻度・時期）対象者抽出時
④入手に係る妥当性		○住民基本台帳情報 支給対象者となる者を把握するために、住民基本台帳システムから入手している。 ○地方税関係情報 支給対象者となる者を把握するために、住民税システムから入手している。 また、他自治体が保有する地方税関係情報については、市中間サーバーを使用し、情報ネットワークシステムを通じて入手している。 ○公金受取口座情報 支給対象者について市中間サーバーを使用し、情報提供ネットワークシステムを通じて入手している。
⑤本人への明示		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条（令和3年法律第38号）において、特定公的給付の支給を実施しようとするときは、支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理することができることが規定されている。
⑥使用目的 ※		臨時給付金の支給対象者及び支給額を適切に管理し、迅速かつ正確な給付金事業を実施するため。
	変更の妥当性	―
⑦使用の主体	使用部署 ※	札幌市保健福祉局総務部調整担当課
	使用者数	[　10人未満　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑧使用方法 ※		臨時給付金の支給要否及び支給額の判定並びに支給口座として使用する。
	情報の突合 ※	―
	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	―
⑨使用開始日		令和8年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[　　委託しない　　] <選択肢> 1）委託する　2）委託しない （　　）件

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[　]提供を行っている　（　　）件　[　]移転を行っている　（　　）件 [○]行っていない

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		＜札幌市における措置＞ 1　本給付金事務においては、情報提供ネットワークシステムを用いて、地方税関係情報及び公金受取口座情報を取得する。 2　情報照会内容、情報照会結果は、市中間サーバーに保管される。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1　中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 2　特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	[　　1年未満　　] <選択肢> 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	情報提供ネットワークシステムの情報照会内容、情報照会結果は、保存期間後に市中間サーバーが自動で削除する。保存期間については、地方公共団体情報システム機構が別途示すこととなっている。
③消去方法		＜札幌市における措置＞ 1　情報提供ネットワークシステムの情報照会内容、情報照会結果は、保存期間後に市中間サーバーが自動で削除する。保存期間については、地方公共団体情報システム機構が別途示すこととなっている。 2　誤った情報照会等により情報照会結果を残しておくのが不適切な場合には、業務担当者が、照会結果を削除することとなっている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1　特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2　ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。

7. 備考

－

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

照会用ファイル	照会結果ファイル
レコード識別番号	団体内統合宛名番号
情報照会者機関コード	処理通番
団体内統合宛名番号	中間サーバー受付番号
照会側不開示コード	中間サーバー受付明細番号
事務コード	情報照会者機関コード
事務手続コード	情報照会者機関名称
照会委任元機関コード	照会委任元機関コード
提供委任元機関コード	照会委任元機関名称
情報提供者機関コード	部署コード
特定個人情報名コード	部署名称
情報照会条件	事務コード
特定個人情報の項目コード	事務名称
	事務手続コード
	事務手続名称
	情報提供者機関コード
	情報提供者機関名称
	提供委任元機関コード
	提供委任元機関名称
	受付日時
	提供の求めの日時
	有効期間終了日
	照会ステータス（明細単位）
	照会ステータス（明細単位）名称
	照会側不開示コード
	照会側不開示コード名称
	取りやめ日時
	取りやめ事由コード
	取りやめ事由
	照会処理結果メッセージ
	処理通番の枝番
	特定個人情報名コード
	特定個人情報名
	特定個人情報の版番号
	情報照会条件
	照会ステータス（特定個人情報名単位）
	照会ステータス（特定個人情報名単位）名称
	提供の日時
	中間サーバー等登録日時
	不開示コード
	不開示コード名称
	照会処理結果メッセージ
	特定個人情報の項目コード
	特定個人情報の項目名称
	特定個人情報の項目の版番号
	特定個人情報の項目の確定時点
	特定個人情報の項目の修正日時
	情報提供内容
	情報提供内容名称
	未設定事由

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。）

1．特定個人情報ファイル名	
令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金ファイル	
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：　目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはない。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはない。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
―	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	1　給付金業務に関する宛名情報は、システム基盤（税宛名）に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 2　給付金業務以外との情報連携を行うためには、札幌市情報公開・個人情報保護審議会による点検など札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年条例第36号）に基づく手続きを行わなければならない。 3　システム基盤（個人基本）との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定する。 4　システム基盤（団体内統合宛名）との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定する。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	システム基盤（市中間サーバ）との連携は、番号制度に伴う、他の地方公共団体等との情報連携に必要な範囲に限定する。	
その他の措置の内容	―	
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[　行っている　]	＜選択肢＞ 1）行っている　　2）行っていない
具体的な管理方法	システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード（約30秒ごとに変化する）、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[　行っている　]	＜選択肢＞ 1）行っている　　2）行っていない
具体的な管理方法	1　発効管理 ①　職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理する。 ②　アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門及びシステム保守担当部門が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行う。 2　失効管理 　人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。	
アクセス権限の管理	[　行っている　]	＜選択肢＞ 1）行っている　　2）行っていない
具体的な管理方法	1　アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行っている。 2　機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効申請を行っている。	
特定個人情報の使用の記録	[　　記録を残している　　]	＜選択肢＞ 1）記録を残している　　2）記録を残していない
具体的な方法	システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録している。	
その他の措置の内容	―	
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・外部記憶媒体へのコピーを禁止している。また、外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、情報の不正な持ち出しを禁止している。 ・システム操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することに対する注意喚起を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 ・セキュリティ実施手順にシステム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
―		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	**[○] 委託しない**
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	**[○] 提供・移転しない**
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ] 接続しない（入手）　[○] 接続しない（提供）**
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜札幌市における措置＞ 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1　情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2　中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ※1　情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 ※2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 ※3　中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜札幌市における措置＞ 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1　中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 2　中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、照会対象者の正確な特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜札幌市における措置＞ 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤（市中間サーバ）を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1　中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 2　既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3　情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4　中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ※　中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1　中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 2　中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3　中間サーバー事業者が運用、監視・障害対応等の業務をする際に、特定個人情報に係る業務へアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置
その他のリスク①：不正なアクセスがなされるリスク ＜札幌市における措置＞ 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成とすることにより、システムの仕組みとして、情報提供ネットワークシステム側から本市の各業務システムへのアクセスが不可能となるようにしている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される機能を有することにより、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止している。 その他のリスク②：情報提供用符号が不正に用いられるリスク ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ システム上、情報連携時にのみ符号を用いる仕組みになっており、不正な名寄せが行われることのないよう、安全性を確保している。 その他のリスク③：通信中の情報に対する不正なアクセスにより情報が漏えいするリスク ＜札幌市における措置＞ 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤（市中間サーバー）を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行うことにより、通信中の情報に不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1　中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。 2　中間サーバーと自治体等についてはVPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、自治体ごとに通信回線を分離することで、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。 3　中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は暗号化されており、万が一通信中の情報に不正なアクセスがあったとしても容易に情報漏えいが起こらないよう対応している。 その他のリスク④：情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1　中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方自治体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、他の地方自治体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとすることで、保存された情報が漏えいすることのないよう、安全性を確保している。 2　地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて遵守している　2）十分に遵守している 3）十分に遵守していない　4）政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している 3）十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している 3）十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて周知している　2）十分に周知している 3）十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な対策の内容	＜札幌市における措置＞ 1　サーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ICカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2　磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3　電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1　中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 2　事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な対策の内容	＜札幌市における措置＞ 1　コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバ機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。 2　本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1　中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2　中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを更新する。 3　導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。	
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
その内容	－	
再発防止策の内容	－	

⑩死者の個人番号	[　　保管している　　]	＜選択肢＞ 1）保管している　　2）保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号と同様の方法にて保管している。	
その他の措置の内容	ー	
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	保有する情報は異動があった場合に随時更新しており、更新していない場合は他の職員から判別可能であるなど複数人で確認できる体制にあることから、古い情報のまま保管されるリスクは小さい。	
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3：　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
手順の内容	情報提供ネットワークシステムの情報照会内容、情報照会結果は、保存期間後に市中間サーバーが自動で削除する。	
その他の措置の内容	ー	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
ー		

Ⅳ　その他のリスク対策 ※

1. 監査

①自己点検		[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	＜札幌市における措置＞ 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が順守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査		[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	＜札幌市における措置＞ 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1　監査はすべての個人番号利用事務について実施する。 2　現地監査を定期的に実施する。 3　監査結果に応じフォローアップを行う。 4　監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うものとしている。	

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発		[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	＜札幌市における措置＞ 本給付金事務にかかわる職員（会計年度任用職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修（個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。）を実施するとともに、その記録を残している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。	

3. その他のリスク対策

＜札幌市における措置＞
情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅴ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市総務局行政部行政情報課
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。
特記事項	札幌市ホームページに請求先、請求手続、費用等についての案内を掲載している。
③手数料等	[　　無料　　]　＜選択肢＞ 1) 有料　2) 無料 （手数料額、納付方法：手数料は無料。ただし、写しの交付を希望する場合は、交付費用の実費相当の負担が必要。納付方法は現金、納入通知書等による。）
④個人情報ファイル簿の公表	[　　行っている　　]　＜選択肢＞ 1) 行っている　2) 行っていない
個人情報ファイル名	令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金ファイル
公表場所	札幌市総務局行政部行政情報課
⑤法令による特別の手続	―
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	―

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市保健福祉局総務部調整担当課
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

Ⅵ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年1月1日
②しきい値判断結果	［　　基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる　　］ ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に全項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び主要市有施設（区役所等）で全文を閲覧可能とする。
②実施日・期間	令和8年4月1日～令和8年4月30日
③期間を短縮する特段の理由	ー
④主な意見の内容	意見募集の実施時期に関する意見や、世帯状況・課税状況の確認方法に関する質問等があった。
⑤評価書への反映	評価書の記載内容に係る意見等がなかったため、記載の修正は行っていない。
3. 第三者点検	
①実施日	令和8年7月31日
②方法	学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。
③結果	特定個人情報保護評価指針に定める適合性及び妥当性の観点から、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措置は適正であると認められ、妥当であるとの答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	ー

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月1日	表紙 評価書名	令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金の支給に関する事務　全項目評価書	令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金の支給に関する事務　全項目評価書【令和8年7月31日終了】	事後	事務終了に伴う更新